

## 事業主拠出金制度の経緯

配布資料③ 衆議院内閣委員会  
希望の党 稲富修二

平成30年4月4日  
出典：内閣府提供資料

(3)

年度	拠出金率	根拠法	制度の変遷
昭和46年度	0.05%	児童手当法	・児童手当法の施行に合わせて創設(昭和47年1月)
昭和48年度	0.12%	↓	・支給対象年齢を拡大(5歳未満→10歳未満)
昭和53年度	↓	↓	・福祉施設制度の開始
昭和56年度	0.10%	↓	・所得制限の強化
昭和57年度	0.09%	↓	・所得制限の強化、特例給付の創設
平成4年度	0.12%	↓	・第1子まで拡大、手当額倍増
平成5年度	0.11%	↓	・平成3年改正による支給対象年齢の3歳未満への段階的な重点化による所要額の減
平成6年度	↓	↓	・児童育成事業の開始
平成15年度	0.09%	↓	・総報酬制の導入
平成19年度	0.13%	↓	・乳幼児加算の創設(3歳未満一律1万円)
平成22年度	↓	↓	・子ども手当法に基づく手当の支給
平成24年度	0.15%	↓	・改正後児童手当法に基づく手当の支給 ・児童育成事業の拡充(放課後児童クラブ・延長保育等)
平成27年度	↓	子ども・子育て支援法	・子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の開始
平成28年度	0.20%	↓	・仕事・子育て両立支援事業の創設 ・地域子ども・子育て支援事業(病児保育)の拡充
平成29年度	0.23%	↓	・仕事・子育て両立支援事業(企業主導型保育事業)の拡充